（別表４）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：音声ＣＤへの複製

No.	題　号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）								
			学校名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜・単位：円）※	製作部数	
1	不明	不明	大阪大学	2011	３／12　外国語　後期	Ⅲ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	450	3,000	2,160
2	不明	不明	一橋大学	2014	２／26　前期	問題Ｂ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	450	3,000	2,160
3	不明	不明	一橋大学	2013	２／26　前期	問題Ｂ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	450	3,000	2,160
4	不明	不明	東京大学	2012	２／26　前期	3㈠	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	450	3,000	2,985
5	不明	不明	東京大学	2013	２／26　前期	問題Ｂ、問題Ｃ	英文	難関大のための上級問題特訓リスニング	450	3,000	4,617
										計	14,082

※　冊子と音声あわせて本体価格1,800円（税抜き）だが、補償金算定の都合上、価格を冊子と音声とで按分している。

○文化庁告示第八十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「まあるいたまご」　不明　一三、九七六円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄一）

三　利用方法　書籍において一八、五〇〇部複製し、定価三四三円（税抜き）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第八十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十八年六月二十四日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十八年十二月二十六日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　一六、二〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法　著作物を複製及び翻訳して複製し、ウェブサイトにおいて三年間公衆送信を行う。（別表参照）

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：ウェブ教材への複製及び翻訳、公衆送信

No.	題　号	著作者名	利用を認める著作物					利用方法（複製・翻訳・公衆送信）	補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）						
			学校名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	
1	不明	不明	東洋大学	2016	２／10　全　前期	Ⅱ	英文	大学受験　過去問ライブラリー	16,200
								計	16,200